

【別紙2】学童保育所・学童クラブ運営委託料提案上限額

(1)年間における提案上限額

区分		上限額(年額)	概要
① 人件費	基本額	7,252,000 円	常時2名配置(放課後児童支援員2名、補助員1名、代替職員1名)を想定。 ※「常時2名配置」は、大牟田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第17号)第10条第2項に定める放課後児童支援員の最低配置基準の配置。
	処遇改善加算	1,829,000 円	放課後児童支援員、補助員、代替職員の賃金改善を目的とする。 加算額の算出方法及び加算の対象となる要件については【別紙2-①】を参照。
	キャリアアップ 処遇改善加算	919,000 円	放課後児童支援員の経験等に応じた処遇の改善を促進することを目的とする。 加算額の算出方法及び加算の対象となる要件については【別紙2-②】を参照。
	加算額 処遇改善加算 (月額9,000円 相当賃金改善 加算)	528,000 円	放課後児童支援員や補助員等の職員(非常勤職員を含み、経営に携わる法人の役員である職員を除く。)の処遇の改善のため、賃上げ効果が継続されることを目的とする。 加算額の算出方法及び加算の対象となる要件については【別紙2-③】を参照。 ※本加算額積算においては、常勤換算4名、事業実施期間12月として算定している。 (積算:11,000円×4名×12月=528,000円)
	障害児受入推進加算	2,232,000 円	常時2名配置に加えて、障害児を受け入れるためまたは障害児の受け入れを想定して受入体制を確保するために障害児の受け入れに必要となる専門的知識等を有する放課後児童支援員等を1名以上配置するときに加算する。
	見守り体制強化加算	2,232,000 円	常時2名配置と障害児受入推進加算の対象職員に加え、配慮を必要とする児童への対応強化等を図るため、障害児受入推進加算対象の職員を除き、1名以上の職員を配置するときに加算する。
	人件費合計	14,992,000 円	
②管理費		720,000 円	児童単価1,500円×40人(定員)×12月
③事務費		1,571,000 円	(①人件費+②管理費)×10%
④賄材料費		1,056,000 円	児童単価2,200円×40人(定員)×12月
合計		18,339,000 円	

(2)履行期間

(令和8年4月1日～令和13年3月31日)における提案上限額

令和8年度	18,339,000 円
令和9年度	18,339,000 円
令和10年度	18,339,000 円
令和11年度	18,339,000 円
令和12年度	18,339,000 円
合計	91,695,000 円

(参考)常勤職員の配置数に応じた上限額(在籍職員は4名と仮定する)

	2名	3名	4名
基本額	7,252,000 円	7,252,000 円	7,252,000 円
処遇改善加算	1,829,000 円	1,829,000 円	1,829,000 円
キャリアアップ処遇改善加算	919,000 円	919,000 円	919,000 円
月額9,000円相当賃金改善加算	528,000 円	528,000 円	528,000 円
障害児受入推進加算		2,232,000 円	2,232,000 円
見守り体制強化加算			2,232,000 円
管理費	720,000 円	720,000 円	720,000 円
事務費	1,124,000 円	1,348,000 円	1,571,000 円
賄材料費	1,056,000 円	1,056,000 円	1,056,000 円
合計	13,428,000 円	15,884,000 円	18,339,000 円

※本業務は、社会福祉法(昭和26 年法律第 45 号)第 2 条第 3 項第 2 号に規定する第二種社会福祉事業であり、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)第 6 条第 1 項 に規定する消費税非課税事業に該当する。

※上記の年間における提案上限額及び履行期間における提案上限額は契約時の予定価格を示すものではなく、事業の最大規模を示すためのものである。

※(1)の記載内容とは別に、3人以上の障害児を受け入れるために、障害児受入推進加算及び見守り体制強化加算の対象職員に加えて、障害児を受け入れるために必要な専門的知識等を有する放課後児童支援員等を障害児の数に応じて1名以上配置する場合に人件費の加算あり(障害児受入強化加算)。ただし、今回の公募に係る提案上限額の設定及び収支予算書の作成には含まないものとする。